

加工食品の遺伝子組換え表示制度が変わります (2023年4月1日から施行)

このため、鶏卵の「遺伝子組換えでない」等の表示も要注意です。

加工食品の遺伝子組換え表示制度には、義務表示と任意表示があります。

加工食品の任意表示は、2023年4月1日から新しい制度になります。

現在は5%以下の意図せざる混入であれば「遺伝子組換えではない」と表示できますが、新制度では「遺伝子検出がない」もののみ「遺伝子組換えではない」と表記でき、5%以下の混入は「分別生産流通管理」という表示となります。制度の概要に関しては、消費者庁のパンフレット「[知っていますか？遺伝子組換え表示制度 \(PDF\)](#)」をご覧ください。

■「知っていますか？遺伝子組換え表示制度 (PDF)」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/genetically_modified/pdf/genetically_modified_190425_0003.pdf

鶏卵は「加工食品」ではありませんが、消費者の遺伝子組換えに関する認識が変わるため、消費者に誤認を与える表示は避ける必要があります。

消費者庁も「[新たな遺伝子組換え表示制度に係る考え方 \(補足資料\)](#)」の中で、「例えば、分別生産流通管理された飼料で飼育された場合は、「分別生産流通管理された飼料で飼育された…」等、正確に表現することが望ましいと考えます。」とコメントしています。

このため現在5%以下の混入で「遺伝子組換えではない」と表示している場合は、2023年4月1日以降は不当表示に該当する可能性がありますので、充分ご留意ください。

■[新たな遺伝子組換え表示制度に係る考え方 \(補足資料\)](#)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/genetically_modified/pdf/genetically_modified_190425_0002.pdf

参考 加工食品の遺伝子組換え表示制度変更点

【現行制度】

- ◆分別生産流通管理をしていて、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆およびとうもろこし並びにそれらを原材料としている加工食品

表示方法「遺伝子組換えでないものを分別」「遺伝子組換えでない」などの表示が可能

【新制度】

- ◆分別生産流通管理をしていて、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料としている加工食品
表示方法 適切に分別生産流通管理された旨の表示が可能
具体的には「原材料に使用しているトウモロコシは、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています」「大豆（分別生産流通管理済み）」等
- ◆分別生産流通管理をして、遺伝子組換えの混入がないと認められる大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料にしている加工食品
表示方法「非遺伝子組換え」「遺伝子組換えでない」等の表示が可能

鶏卵公正競争規約での「遺伝子組換え表示」

鶏卵公正競争規約では、「表示対象の鶏卵を産卵する鶏に給餌する飼料（当該飼料の原材料を含む。）について遺伝子組換えをしていない旨又はポストハーベスト作業をしていない旨の表示に関する事項」を表示する場合は、「表示対象の鶏卵を産卵する鶏に給餌する飼料（当該飼料の原材料を含む。）について、遺伝子組換えをしていないこと又はポストハーベスト作業をしていないことが証明される場合に限る。」と取り決められています。

一般に飼料の場合は、分別生産流通のコストから考えて、遺伝子組換えの混入がないとされるものは、殆どないのではないかと推察されます。

